



草加市監査委員告示第5号

監査の結果に関する報告について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき実施した定例監査の結果に関する報告を同条第9項及び第10項並びに草加市監査基準（令和2年監査告示第4号）第17条の規定により、次のとおり公表する。

令和3年8月26日

草加市監査委員 中 村 幸 彦

草加市監査委員 鈴 木 由 和

令和3年度定例監査 結果報告

草加市監査基準（令和2年監査告示第4号）に準拠した定例監査を実施しましたので、次のとおり報告します。

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定例監査

2 監査対象部局

会計課、農業委員会

3 監査対象事務

令和2年度に執行された財務に関する事務とし、必要と認める場合は、令和元年度以前についても監査の対象としました。

4 監査期間

令和3年4月12日（月）から令和3年8月19日（木）まで（講評を含む。）

5 監査の着眼点

「財務事務監査の着眼点」のとおり

6 監査の実施内容

草加市監査基準第10条の規定に基づき、監査対象の事務事業が、関係法令等に基づき適正かつ効率的に執行されているかを、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等、通常実施すべき監査手続により実施しました。

7 監査結果

(1) 会計課

会計課は地方自治法第171条第5項及び草加市会計管理者補助組織設置規則の規定に基づき、会計管理者の権限に属する事務を処理するための補助組織として設置されており、出納係と審査係の2係が置かれています。

令和2年度の職員体制及び歳出決算額については次の表のとおりです。

○職員数（令和3年3月1日時点）※水道事業・病院事業を除く

部局	人数
会 計 課	8人
その他の部局	1,239人
全 体	1,247人

○令和2年度歳出決算額（一般会計）

部局	歳出決算額
会 計 課	34,382,423円
その他の部局	106,414,039,179円
全 体	106,448,421,602円

会計課は、予算執行を行う他の機関とは一線を画す立場から会計管理や物品の管理等を行い、本市の会計事務の適正な執行に寄与する組織であると捉えています。

具体的には、出納係では、収入審査や決算の調製、備品等の物品の管理、収入印紙や埼玉県収入証紙の取扱い等を行い、審査係では、市長が予算を執行する際の支出負担行為の確認や支出命令の審査、公共料金の口座振替払い等を行っています。

令和2年度に執行された財務に関する事務について監査を実施したところ、概ね適正に執行されていると認められました。

(2) 農業委員会

農業委員会には、委員会の事務を処理するために事務局が置かれ、事務局職員は全員、都市農業振興課と兼務をしています。

令和2年度の職員体制及び歳出決算額については次の表のとおりです。

○職員数（令和3年3月1日時点）※水道事業・病院事業を除く

部局	人数
農業委員会事務局	5人
その他の部局	1,242人
全 体	1,247人

○令和2年度歳出決算額（一般会計）

部局	歳出決算額
農業委員会事務局	10,287,111円
その他の部局	106,438,134,491円
全 体	106,448,421,602円

農業委員会は、農業生産力の増進及び農業経営の合理化に寄与するための組織であると捉えています。事務局では、主に農業委員会の運営に関する事務を所管しています。

具体的には、農地法その他関係法令に定められた農地等に関する所掌事務を行うほか、農地の効率的利用を図るため、市街化区域及び市街化調整区域内の農地転用に係る届出及び申請を受け付けています。

また、都市化の進展に伴い農地面積が減少傾向にあることから、農地の利用促進、特産品の奨励や高収益作物の導入の推進等、農業の担い手の育成及び都市農業経営の確立を図るための諸政策を推進しているところです。

令和2年度に執行された財務に関する事務について監査を実施したところ、概ね適正に執行されていると認められました。

8 意見

(1) 会計課

適正な会計管理は、健全な行財政運営をしていく上で必要不可欠な業務です。財政状況の悪化に伴い資金的な余裕がなくなっている状況下において、その管理に当たっては、高度な計画性と不測の事態に対する危機管理能力が求められています。

会計課は他の所属に対し、会計処理の審査に伴う日常的な指導や、庁内掲示板を利用して具体的な留意事項の周知を行うなどの取組を行っていますが、このような地道な作業の積み重ねが市職員全体の事務レベルを底上げし、適正な会計処理の実現に寄与しますので、継続して取り組んでください。

今回の監査においては、令和2年度における財務に関する事務について、概ね適正に執行されていることが確認できました。限られた人員とスペースで膨大な業務を行う中においても、前例にとらわれず、十分なチェック機能が働いている結果であると理解しています。自らの事務を適正に執行することは、他所属へ指導する際の規範となりますので、引き続き適正な事務の執行に努めてください。

(2) 農業委員会

草加市における農家戸数や農地面積は、高齢化や後継者不足、宅地としての需要の高まりなどにより、年々減少の一途をたどっています。一方、国は平成27年4月に「都市農業振興基本法」を制定し、都市部における農地を「宅地化すべきもの」から都市に「あるべきもの」へと方針転換をしました。都市部における農地は、農産物の供給だけでなく、農作業の体験・交流の場、農業に対する理解の醸成、良好な景観形成、環境の保全、災害時における防災機能など様々な機能を有しており、その必要性が改めて認識されているところです。

このような中、草加市は、令和2年4月に「農がある都市（まち）・そうか」を基本理念とした「草加市都市農業振興基本計画」を策定しました。この計画において、農業委員会は農家への支援に加え、関係機関との調整役を担っています。また、平成28年4月に施行された改正農業委員会法では、農地利用の最適化が必須業務とされるなど、農業委員会に求められる役割は以前にも増して高まっています。持続可能社会の実現や市のブランド力向上のため、草加市の農業振興に寄与することを期待しています。

今回の監査においては、令和2年度に執行された財務に関する事務について、概ね適正に執行されていると認められましたが、一部、文書審査の過程において適正でない事例が見受けられました。内部でのチェックは内部統制が機能するための最も基本的なプロセスです。農業委員会は、農業者を代表する機関であり、その活動においては、農業者のみならず、関係機関からの信頼が必要となります。適正な事務の執行は、信頼性の向上につながりますので、前例にとらわれず、適宜見直しを行ってください。